

制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

県庁生協グループ保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

意向確認【ご加入前のご確認】

障害給付プラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度（先進医療型）は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

意向確認【ご加入前のご確認】

特定疾病保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です

- ・悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき

ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

キャッシュバックの対象となるのは2026年1月1日以降の契約の保険料です。

意向確認【ご加入前のご確認】

リビングリスク補償保険は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

※「県庁生協グループ保険（ボーナス給付コース）」、「総合医療サポート」、「Wide 医療」、「医療保障保険」、「短期休職サポート」、「長期療養収入補償制度」、「退職後継続保障制度」については本更新時のみのお取扱いとなりますので、中途では加入できません。

パンフレットを以下の通り読み替えてください。

ページ	項目	商品	更新パンフレット記載内容	読み替え内容
表紙	申込締切日	共通	2024 年 10 月 16 日（水）	2025 年 5 月 23 日（金）
	責任開始期 （加入日）	共通	2025 年 1 月 1 日（水）	2025 年 9 月 1 日（月）
	配当金に関する注釈文言	県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート	1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。（ただし、今回は 2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月末日までの 4 カ月にて収支計算を行ないます。）
1～6 ページ	商品の名称	共通	県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート 医療費支援制度（先進医療型） 総合医療サポート Wide 医療 重病克服支援制度 医療保障保険 短期休職サポート 長期療養収入補償制度 リビングリスク補償保険 退職後継続保障制度	県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート 医療費支援制度（先進医療型） 重病克服支援制度 リビングリスク補償保険
	ご加入いただける方	重病克服支援制度	【本人】 組合員で、14 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方（継続は 69 歳 6 カ月までの方） 【配偶者】 17 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方（継続は 69 歳 6 カ月までの方）	【本人】 組合員で、14 歳 6 カ月を超え 64 歳 6 カ月までの方 【配偶者】 満 18 歳以上 64 歳 6 カ月までの方
			年齢は 2025 年 1 月 1 日現在の満年齢です。	年齢は 2025 年 9 月 1 日現在の満年齢です。
		共通	—	●今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんので ご注意願います。 ・既に本制度にご加入している本人・配偶者・こどものコース 変更、配偶者・こどもの追加加入 ・既に長期療養収入補償制度にご加入している方の、リビング リスク補償保険への追加加入

ページ	項目	商品	更新パンフレット記載内容	読み替え内容
	【その他ご加入にあたっての 注意事項】	共通	—	●「県庁生協グループ保険（ボーナス給付コース）」、「総合医療サポート」、「W i d e 医療」、「医療保障保険」、「短期休職サポート」、「長期療養収入補償制度」、「退職後継続保障制度」については本更新時のみのお取扱いとなりますので、中途では加入できません。
7 ページ	契約概要 2 主な保障の内容（保険金 や給付金をお支払いする主な場 合）と保険料	共通	保険料【控除方法】 掛金は毎月の給与から控除します。（初回は1月分から） ボーナス払いはボーナスから控除します。（初回は6月のボナ スから）	保険料【控除方法】 掛金は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から） ※ボーナス払い掛金について中途加入では対象外です。
7 ページ	契約概要 3 配当金	県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート 医療保障保険	配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険で すので、配当金はありません。） 県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート 医療保障保険 県庁生協グループ保険・障害給付プラス・医療保障保険・就 業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生 じた場合は配当金としてお返しします。	配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険で すので、配当金はありません。） 県庁生協グループ保険 障害給付プラス 就業不能サポート 県庁生協グループ保険・障害給付プラス・就業不能サポート は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当 金としてお返しします。 ただし、今回は2025年9月1日から2025年12月末日 までの4カ月に収支計算を行ないます。 ※医療保障保険について中途加入では対象外です。
21 ページ	保険期間	県庁生協グループ保険	【保険期間】 2025年1月1日（水）～2025年12月31日（水）	【保険期間】 2025年9月1日（月）～2025年12月31日（水）
21 ページ	保障内容等 （契約概要部分）	県庁生協グループ保険	●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当 金としてお返しします。	●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当 金としてお返しします。（ただし、今回は2025年9月1日か ら2025年12月末日までの4カ月に収支計算を行ないま す。）
21～22 ページ	月額給付 + ボーナス給付（年2回） コース	県庁生協グループ保険	—	B2、F2、I1、I3、K2、O1、O3、P2、T1、T2、U1、U2、 V1、V2、W1、W2、X2、Y1 コースはボーナス給付コースとな り、中途加入のお取扱いはできません。

ページ	項目	商品	更新パンフレット記載内容	読み替え内容
25 ページ	掛金	県庁生協グループ保険	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。	記載の掛金は、正規掛金です。
25～26 ページ	月額給付 +ボーナス給付（年２回） コース	県庁生協グループ保険	－	B2、F2、I1、I3、K2、O1、O3、P2、T1、T2、U1、U2、V1、V2、W1、W2、X2、Y1 コースはボーナス給付コースとなり、中途加入のお取扱いはできません。
29 ページ	保険期間	障害給付プラス	【保険期間】 2025 年 1 月 1 日（水）～2025 年 12 月 31 日（水）	【保険期間】 2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 12 月 31 日（水）
29 ページ	保障内容等 （契約概要部分）	障害給付プラス	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。（ただし、今回は 2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月末日までの 4 カ月にて収支計算を行ないます。）
30 ページ	掛金	障害給付プラス	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。	記載の掛金は、正規掛金です。
33 ページ	保険期間	就業不能サポート	【保険期間】 2025 年 1 月 1 日（水）～2025 年 12 月 31 日（水）	【保険期間】 2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 12 月 31 日（水）
33 ページ	保障内容等 （契約概要部分）	就業不能サポート	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。（ただし、今回は 2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月末日までの 4 カ月にて収支計算を行ないます。）
35 ページ	掛金	就業不能サポート	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。	記載の掛金は、正規掛金です。
37 ページ	保険期間	医療費支援制度(先進医療型)	【保険期間】 2025 年 1 月 1 日（水）～2025 年 12 月 31 日（水）	【保険期間】 2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 12 月 31 日（水）

ページ	項目	商品	更新パンフレット記載内容	読み替え内容
38 ページ	掛金	医療費支援制度(先進医療型)	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。	記載の掛金は、正規掛金です。
43 ページ	保険期間	重病克服支援制度	【保険期間】 2025 年 1 月 1 日（水）～2025 年 12 月 31 日（水）	【保険期間】 2025 年 9 月 1 日（月）～2026 年 8 月 31 日（月）
43 ページ	保障内容等 (契約概要部分)	重病克服支援制度	●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。	●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。ただし、キャッシュバックの対象となるのは、2026 年 1 月 1 日以降の契約の保険料です。
47 ページ	掛金	重病克服支援制度	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。	次項〈重病克服支援制度掛金〉参照。 キャッシュバックの対象となるのは、2026 年 1 月 1 日以降の契約の保険料です。
57 ページ	保険期間	リビングリスク補償保険	【保険期間】 2025 年 1 月 1 日（水）～2025 年 12 月 31 日（水）	【保険期間】 2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 12 月 31 日（水）
58 ページ	掛金	リビングリスク補償保険	・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。	記載の掛金は、確定掛金です。
裏表紙	お申込み方法	共通	【県庁生協グループ保険・障害給付プラス・リビングリスク補償保険・医療保障保険・医療費支援制度（先進医療型）・就業不能サポート・総合医療サポート・Wide 医療・重病克服支援制度・短期休職サポート・長期療養収入補償制度】 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。	【県庁生協グループ保険・障害給付プラス・就業不能サポート・医療費支援制度（先進医療型）・重病克服支援制度・リビングリスク補償保険】 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
—	中途契約の取り扱い	重病克服支援制度	—	この制度は福井県庁生活協同組合を契約者とし、2025 年 9 月 1 日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申込みいただいた方は、2026 年 1 月 1 日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申込みいただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

■ <重病克服支援制度掛金>

(単位：円)

男性（本人・配偶者）												
申込保険 金額	200万円				300万円				500万円			
年齢 (保険年 齢)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金
	200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳	274	100	24	398	411	150	36	597	685	250	60	995
16～20歳	356	130	26	512	534	195	39	768	890	325	65	1,280
21～25歳	458	140	26	624	687	210	39	936	1,145	350	65	1,560
26～30歳	468	160	28	656	702	240	42	984	1,170	400	70	1,640
31～35歳	566	210	32	808	849	315	48	1,212	1,415	525	80	2,020
36～40歳	748	270	40	1,058	1,122	405	60	1,587	1,870	675	100	2,645
41～45歳	1,016	390	60	1,466	1,524	585	90	2,199	2,540	975	150	3,665
46～50歳	1,662	680	94	2,436	2,493	1,020	141	3,654	4,155	1,700	235	6,090
51～55歳	2,724	1,080	144	3,948	4,086	1,620	216	5,922	6,810	2,700	360	9,870
56～60歳	4,236	1,840	248	6,324	6,354	2,760	372	9,486	10,590	4,600	620	15,810
61～64歳	6,574	2,930	454	9,958	9,861	4,395	681	14,937	16,435	7,325	1,135	24,895
65～69歳	対象外											

(単位：円)

女性（本人・配偶者）												
申込保険 金額	200万円				300万円				500万円			
年齢 （保険年 齢）	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金
	200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳	264	110	24	398	396	165	36	597	660	275	60	995
16～20歳	306	130	30	466	459	195	45	699	765	325	75	1,165
21～25歳	356	150	50	556	534	225	75	834	890	375	125	1,390
26～30歳	438	200	64	702	657	300	96	1,053	1,095	500	160	1,755
31～35歳	602	290	90	982	903	435	135	1,473	1,505	725	225	2,455
36～40歳	860	440	122	1,422	1,290	660	183	2,133	2,150	1,100	305	3,555
41～45歳	1,232	730	160	2,122	1,848	1,095	240	3,183	3,080	1,825	400	5,305
46～50歳	1,540	950	200	2,690	2,310	1,425	300	4,035	3,850	2,375	500	6,725
51～55歳	1,998	1,210	206	3,414	2,997	1,815	309	5,121	4,995	3,025	515	8,535
56～60歳	2,450	1,610	238	4,298	3,675	2,415	357	6,447	6,125	4,025	595	10,745
61～64歳	3,456	1,910	322	5,688	5,184	2,865	483	8,532	8,640	4,775	805	14,220
65～69歳	対象外											

【制度内容に関するお問い合わせ】

福井県庁生活協同組合

TEL：0776-23-1021（受付時間 9:00～17:00 土日・祝日を除く）

【その他のお問い合わせ】

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部北陸公法人営業推進部

TEL：076-231-3240（受付時間 9:00～17:00 土日・祝日を除く）

MY-A-25-団-004231、MY-A-00-団-004232、MY-A-00-団医-004233、MY-A-00-DI-004234、MY-A-00-特疾-004235

MYG-A-25-ア-22